

令和 8 年 6 月 8 日 招 集

令和 8 年 第 3 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 2

議案番号	件名	備考
102	薩摩川内市入来麓交流館条例の一部を改正する条例の制定について	
103	防災行政無線システム更新事業（第3期）工事請負契約の締結について	
104	薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について	
105	薩摩川内市工業等開発促進条例等の一部を改正する条例の制定について	
106	財産の無償貸付について	
107	新たに生じた土地の確認について	
108	字の区域の変更について	
109	5 災第 1 号市道江石里線道路災害復旧工事請負契約の変更について	
110	防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P2）工事請負契約の変更について	
111	令和8年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
112	令和8年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
113	令和8年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
114	令和8年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算	
115	令和8年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	

議案第102号

薩摩川内市入来麓交流館条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市入来麓交流館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

薩摩川内市入来麓交流館について、施設の設置目的を効果的に達成するため、教育委員会事務局から市長事務部局へ移管するほか、その管理を指定管理者に行わせるため、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市入来麓交流館条例の一部を改正する条例

薩摩川内市入来麓交流館条例（令和４年薩摩川内市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第２３条とし、同条の前に次の１条を加える。

（個人情報の取扱い）

第２２条 指定管理者は、交流館の管理に関する業務について知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２ 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第１４条中「使用者は、その使用により」を削り、「滅失したとき」を「滅失した者」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第２１条とする。

第１３条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第２０条とする。

第１２条第２項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第１９条とする。

第１１条第１項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第４号中「第６条」を「第１３条」に改め、同項第５号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第１８条とする。

第１０条を第１７条とし、第９条を第１６条とし、第８条を第１５条とする。

第７条中「第５条」を「第１２条」に改め、同条を第１４条とする。

第６条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第１３条とする。

第５条の見出し中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第１項中「教育委員会に」を「指定管理者に」に、「教育委員会の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第１２条とする。

第４条第２項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第１１条とする。

第３条第２項中「薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条を第１０条とする。

第２条の次に次の７条を加える。

（指定管理者による管理）

第３条 交流館の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者が行う交流館の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の維持管理に関する業務
- (2) 交流館の運営に関する業務
- (3) 交流館の使用の許可（以下「使用許可」という。）及び使用許可の取消し等に関する業務
- (4) 交流館の使用に係る料金（以下「使用料」という。）の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務  
（指定管理者の指定の申請）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、交流館の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、交流館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が交流館の利用者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が交流館の適切な維持管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 交流館の管理に関する業務の実施状況及び使用状況
- (2) 使用料等の収入実績
- (3) 交流館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による交流館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

（業務報告の聴取等）

第8条 市長は、交流館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に関する業務又は経理の状況について定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の

責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の薩摩川内市入来麓交流館条例（以下「改正後の条例」という。）第6条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

議案第103号

防災行政無線システム更新事業（第3期）工事請負契約の締結について

防災行政無線システム更新事業（第3期）工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 防災行政無線システム更新事業（第3期）工事                                      |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約による契約  |
| 3 | 契約金額   | 1,661,577,500円   |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号<br>会社名 株式会社国際電気<br>九州支店<br>支店長 辻孝之 |

提案理由

本市が施行する防災行政無線システム更新事業（第3期）工事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 防災行政無線システム更新事業（第3期）工事     |
| 2 | 工事場所    | 薩摩川内市地内                   |
| 3 | 工事概要    | 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設備の更新整備等 |
| 4 | 工 期     |                           |
|   | (1) 着 手 | 市議会の議決の日                  |
|   | (2) 完 成 | 令和11年3月16日                |

議案第104号

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）等の公布に伴い、個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務の範囲の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、固定資産税における免税点の引上げその他所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例

薩摩川内市税条例（平成16年薩摩川内市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 3 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 1 7 条の 2 の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の薩摩川内市税条例（以下「新条例」という。）

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の薩摩川内市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等（同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところ

ろによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の薩摩川内市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の薩摩川内市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第105号

薩摩川内市工業等開発促進条例等の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市工業等開発促進条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

企業立地に関する薩摩川内市工業等開発促進条例、薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例及び薩摩川内市企業立地支援条例について、本市の支援制度の優位性を確保し、企業立地の促進を通じた地域経済の活性化及び税収基盤の確保による持続的な市政運営を図るほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市工業等開発促進条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市工業等開発促進条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市工業等開発促進条例(平成16年薩摩川内市条例第233号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は鉱業の用に供する設備を有する鉱物採掘施設」を削り、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 工場等 工場又は原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号。以下「原特法」という。)第10条若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域基盤強化法」という。)第26条に規定する事業の用に供する設備を有する施設をいう。
- (3) 農林水産物等販売業に係る事業所 過疎地域にあつては過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第23条に規定する農林水産物等販売業の用に供する設備を有する施設をいい、離島振興地域にあつては離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「離島振興法省令」という。)第1条第3号に規定する事業の用に供する設備を有する施設をいう。
- (4) 情報サービス業等に係る事業所 過疎地域にあつては過疎法第23条に規定する情報サービス業等その他これらに類する事業の用に供する設備を有する施設をいい、離島振興地域にあつては離島振興法(昭和28年法律第72号)第20条に規定する情報サービス業又は離島振興法省令第1条第1号又は第2号に規定する事業の用に供する設備を有する施設をいう。
- (5) 旅館 過疎地域にあつては過疎法第23条に規定する旅館業の用に供する設備を有する施設をいい、離島振興地域にあつては離島振興法第20条に規定する旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を有する施設をいう。

第2条第6号中「同一敷地内又は当該対象施設の敷地に隣接する敷地内に」を「新たに」に改め、同条第7号を次のように改める。

- (7) 取得等 過疎地域にあつては過疎法第23条に規定する取得等をいい、離島振興地域にあつては離島振興法第20条に規定する措置の対象となる土地の取得又は機械及び装置の設置をいう。

第2条第10号中「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号。以下「原特法」という。)」を「原特法」に改め、同条第11号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域基盤強化法」という。)」を「地域基盤強化法」に改め、同条第12号中「(昭和28年法律第72号)」を削る。

第5条第1項中「できる者は」の次に「、市内に対象施設を有し」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 新設又は増設の場合は、対象施設の操業開始に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが3人以上であること。

第6条中「年度から」の次に「新設の場合にあつては5年度間、増設又は取得等の場合にあつては」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税の適用を受けることができる事業者に係る固定資産税の課税免除の額は、当該課税後の税額に相当する額とする。

3 第1項の規定により新設の場合において課税免除を行うときの過疎法、原特法、地域基盤強化法又は離島振興法に基づく課税免除の期間は固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間とし、第4年度及び第5年度において課税免除を行う場合の免除額は、各年度1億円を上限とする。

第7条の表初年度の項中「100分の0.14」を「100分の0.00」に改め、同表第3年度の項中「100分の0.7」を「100分の0.70」に改める。

(薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例（平成28年薩摩川内市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「工業生産施設、」の次に「鉱物採掘施設、」を加え、同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業」を「通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業その他これらに類する業種」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 鉱物採掘施設 鉱業の用に供する設備を有する施設をいう。

第2条に次の3号を加える。

(13) 新設 市内に工業生産施設等を有しない者が新たに工業生産施設等を設置し、又は市内に工業生産施設等を有する者が新たな業種の事業を行う目的で新たに工業生産施設等を設置することをいう。

(14) 増設 市内に工業生産施設等を有する者が既設の工業生産施設等の規模を拡大する目的で、当該工業生産施設等の存する敷地又は当該工業生産施設等の存する敷地と異なる市内の敷地に、工業生産施設等を設置することをいう。

(15) 移転 市内に工業生産施設等を有する者が既設の工業生産施設等の規模を維持・拡大する目的で、当該工業生産施設等を廃止し、新たに工業生産施設等を設置することをいう。

第4条に次の2項を加える。

2 前項第3号の規定による固定資産税の課税免除は、薩摩川内市工業等開発

促進条例（平成16年薩摩川内市条例第233号）第5条の規定による特別措置の対象とならないもののうち、新設、増設又は移転に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが3人以上であり、かつ、規則で定める要件を満たすものについてのみ適用する。

3 前2項の規定により課税免除を行う場合の免除額は、各年度1億円を上限とする。

第5条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第6条第3号中「10年間」を「5年間」に改める。

第7条中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

第12条第1項第2号中「15年」を「10年」に改める。

（薩摩川内市企業立地支援条例の一部改正）

第3条 薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業」を「通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業その他これらに類する業種」に改め、同条第12号中「当該工業生産施設等の存する敷地から当該工業生産施設等の存する敷地と異なる市内の敷地に、」を「新たに」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 前項の規定による固定資産税の課税免除は、薩摩川内市工業等開発促進条例（平成16年薩摩川内市条例第233号）第5条の規定による特別措置の対象とならないもので、かつ、薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例（平成28年薩摩川内市条例第39号）第4条第1項第3号の規定による奨励措置の対象とならないもののうち、規則で定める要件を満たすものについてのみ適用する。

4 前2項の規定により課税免除を行う場合の免除額は、各年度1億円を上限とする。

第9条第1項中「助成対象事業者のうち」の次に「、新設、増設又は移転に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが3人以上であり」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の薩摩川内市工業等開発促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した事業者について適用し、同日前に指定した事業者については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した奨励措置対象事業者について適用し、

同日前に指定した奨励措置対象事業者については、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の薩摩川内市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した助成対象事業者について適用し、同日前に指定した助成対象事業者については、なお従前の例による。

議案第106号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付するものとする。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 貸付する財産

・ 物品

名称 テント型サウナ室

テント本体、薪式サウナストーブ、煙突ほか

数量 5セット

2 貸付の相手方 所在地 薩摩川内市樋脇町市比野2576番地1

名称 市比野温泉地域活性化協議会

会長 谷口尚也

3 貸付の条件 借受人は、借り受けた物品を使用のルールを遵守し、市比野温泉地域の活性化のために使用すること。

4 貸付の期間 市議会の議決の日から令和13年6月30日まで

提 案 理 由

本市が企業版ふるさと納税により寄附を受けたテント型サウナ室について、市比野温泉地域の活性化に取り組んでいる団体に地域活性化を目的として無償貸付することとしたいが、これについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を・・・略・・・適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

参 考

テント型サウナ室の概要

天井の高さ（煙突を除く。）	1. 90 m
幅	1. 75 m
奥行き	2. 00 m
収容目安	4 名

議案第107号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

(確認)

土地の所在	土地の面積
大字港町字唐山6110番199の地先公有水面埋立地	31,714.19平方メートル

提案理由

薩摩川内市港町字唐山6110番199の地先公有水面の埋立てについて、公有水面埋立法第42条第2項の規定により国が令和8年3月31日に鹿児島県知事に竣功通知を提出したほか、同法第22条第1項の規定により鹿児島県が令和8年2月27日及び同年3月11日に鹿児島県知事の竣功認可を受けたので、当該公有水面埋立地について、議会の議決を経て新たに生じた土地として確認する必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村区域内に新たに生じた土地の確認及び届出）

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し・・・略・・・なければならない。

2 略

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）

（竣功認可）

第 22 条 埋立の免許を受けたる者は埋立に関する工事竣功したるときは遅滞なく都道府県知事に竣功認可を申請すへし

2・3 略

（国が埋立てを施行する場合）

第 42 条 略

2 埋立に関する工事竣功したるときは当該官庁直に都道府県知事に之を通知すへし

3 略

議案第108号

字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

(変更)

変更後		左に包括される区域
大字名	字名	
港町	唐山	大字港町字唐山6110番199の地先公有水面埋立地

提案理由

国及び鹿児島県がふ頭用地として施行した公有水面埋立工事により新たに土地が生じたので、字の区域を変更する必要が生じたが、これについては、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、・・・略・・・市町村の区域内の・・・略・・・町若しくは字の区域・・・略・・・を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2・3 略

議案第109号

5災第1号市道江石里線道路災害復旧工事請負契約の変更について

令和5年9月20日の議決を経て締結した5災第1号市道江石里線道路災害復旧工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	303,405,000円	308,375,000円

提 案 理 由

5災第1号市道江石里線道路災害復旧工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。  
これが本案提出の理由である。

## 参 考

- |   |         |       |                                       |
|---|---------|-------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の相手方  | 所在地   | 薩摩川内市里町里1930番地                        |
|   |         | 会社名   | 株式会社塩田建設                              |
|   |         | 代表取締役 | 純 浦 勝 志                               |
| 2 | 工 事 名   |       | 5 災 第 1 号 市 道 江 石 里 線 道 路 災 害 復 旧 工 事 |
| 3 | 工 事 場 所 |       | 薩摩川内市里町里地内                            |
| 4 | 工 期     | 着 手   | 令 和 5 年 9 月 2 0 日                     |
|   |         | 完 成   | 令 和 8 年 7 月 3 1 日                     |

議案第 1 1 0 号

防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事請負契約の変更  
について

令和 7 年 9 月 2 4 日の議決を経て締結した防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	2 4 5, 0 8 5, 1 4 8 円	3 1 7, 0 8 3, 0 0 0 円

提 案 理 由

防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 参 考

- 1 契約の相手方 西日本興業・外菌運輸機工特定建設工事共同企業体  
代表者  
所在地 薩摩川内市隈之城町1856番地1  
会社名 西日本興業株式会社  
代表取締役 新 添 吉 正  
構成員  
所在地 薩摩川内市小倉町5884番地1  
会社名 株式会社外菌運輸機工  
代表取締役 外 菌 直 樹
- 2 工 事 名 防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P2）工事
- 3 工 事 場 所 薩摩川内市西開聞町地内
- 4 工 期 着 手 令和 7 年 9 月 2 4 日  
完 成 令和 8 年 7 月 2 1 日